

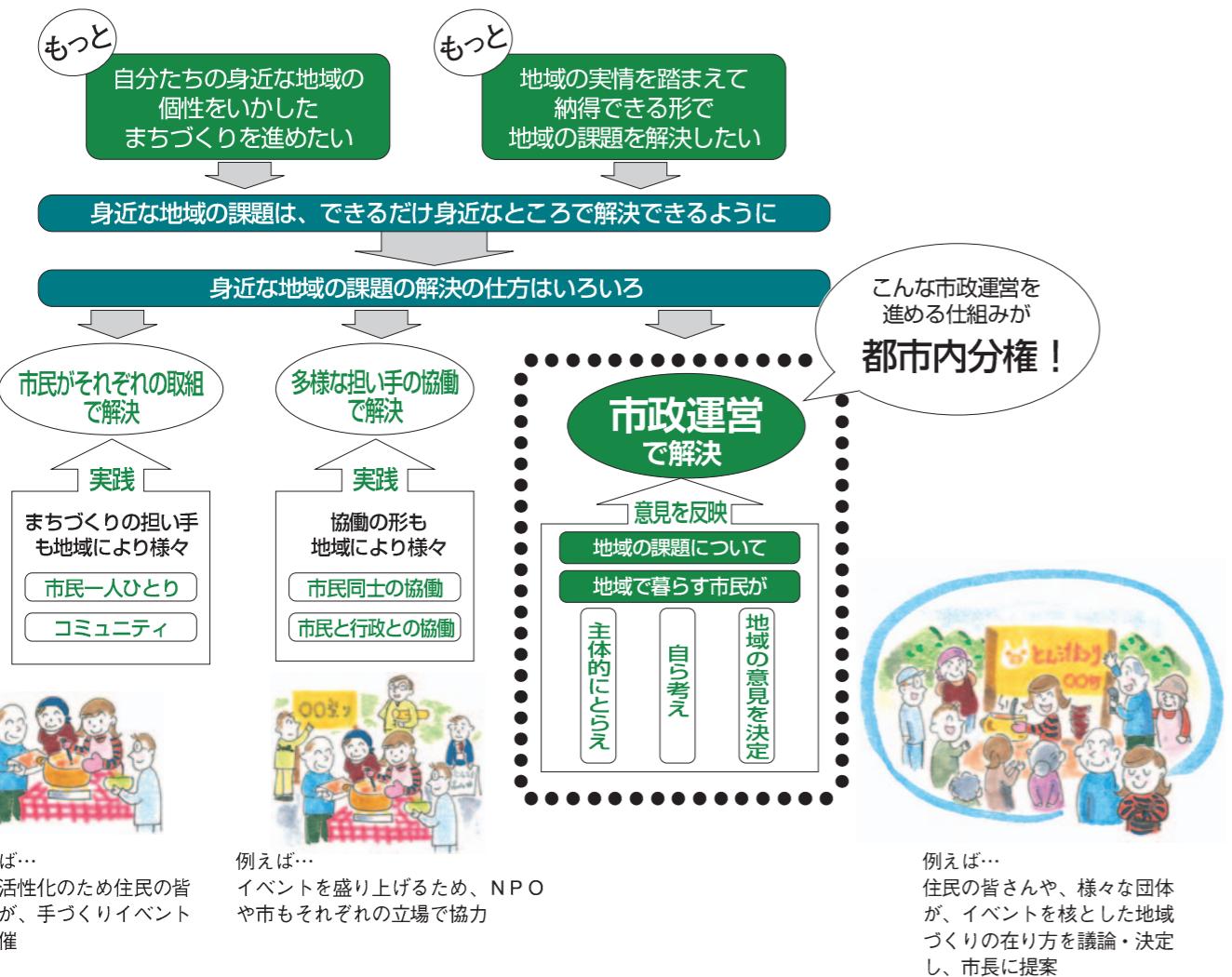
第6章：都市內分權

◆都市内分権（第32条）

- ・市民にとって身近な地域の課題を、市民自らが考え、より身近なところで課題解決に向けた地域の意見を決定し、市政運営に反映していく仕組みである「都市内分権」を推進することを明らかにしています。

!
都市内分権は、「住民に身近な地域の課題は、できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめたものです。
ここでの「都市」とは、いわゆる「市街地」を意味するものではなく、上越市全体を意味しています。

身近な地域での自治を進める仕組み…「都市内分権」



(都市内分権)

第32条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

◆地域自治区（第33条）

- ・都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区制度について明らかにしています。ここでは、地域協議会の設置や、その委員の選び方などについて定めています。

ポイント

- 地域自治区とは…
 - 市民の皆さんのが共通の課題を身近に感じ、解決するために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位にした区域です。平成17年1月の市町村合併の際に、旧町村単位に13の地域自治区を設置し、その後平成21年10月に合併前の上越市の区域に15の地域自治区を設置しました。

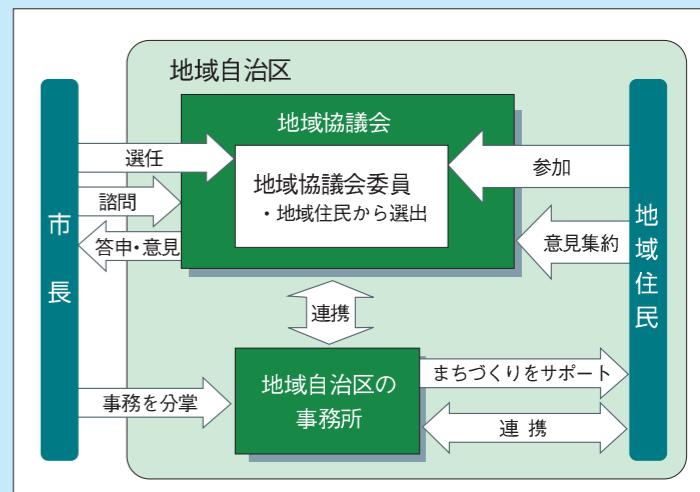
- 地域協議会とは…
 - 地域自治区の住民の代表者が地域の課題や市長からの諮問等について話し合う場です。
 - ここでまとめられた意見は市長に答申され、可能な限り市政運営に反映されることになります。

- 地域協議会の委員は…
 - 地域協議会の委員は、区域に住所のある人の中から市長が選任します。その方法は、はじめに公募を行い、その結果、応募者数が定員を超えた場合は、区の住民の皆さんによる選任投票を行い、市長は、その結果を尊重して委員を選任する「公募公選制」を探っています。

- 地域自治区の事務所とは…
 - 地域自治区には、区域内の市政運営に関する事務を行う事務所を設置しています。それぞれの事務所が行う具体的な事務の内容は、市長や教育委員会が規則で定めています。



地域自治区制度の基本的な仕組み



4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に各例で定める

(地域自治区)
第33条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する

2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。

3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

第7章：市民参画、協働等

◆市民参画（第34条）

- ・市政運営への市民参画を推進するための市議会及び市長等の責務を明らかにしています。

この条例では、市民参画について以下の条文でも定めています。

- ・市民参画の定義 ⇒ 第2条
- ・自治の基本原則としての「市民参画の原則」 ⇒ 第4条
- ・市民の「市民参画をする権利」 ⇒ 第5条

◆協働（第35条）

- ・市民と市議会・市長等がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくための責務などを明らかにします。

この条例では、協働について以下の条文でも定めています。

- ・協働の定義 ⇒ 第2条
- ・自治の基本原則としての「協働の原則」 ⇒ 第4条
- ・市民の「協働をする権利」 ⇒ 第5条

◆コミュニティ（第36条）

- ・市民が自治を進める上での基礎単位となるコミュニティを定義し、市民・市議会・市長等とのかかわりについて明らかにしています。

◆人材育成（第37条）

- ・自治やコミュニティ活動の発展を支える人材育成に関する市長の責務について明らかにしています。

◆多文化共生（第38条）

- ・地域社会において、国籍や民族などの違いを超えて、あらゆる人が互いに理解し、尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」に関する取組について明らかにしています。

市政参画の機会あれこれ



協働の流れの一例



コミュニティ

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体



多文化共生



（市民参画）

- 第34条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。
2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようしなければならない。
3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

（協働）

- 第35条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。
2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

（コミュニティ）

- 第36条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。
2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

（人材育成）

- 第37条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

（多文化共生）

- 第38条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。
2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。